乙第12号議案

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例(平成21年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「1号棟事業用専用区画(駐車場を含む。)」を「1号棟事業用専用区画」に、「2号棟事業用専用区画(駐車場を含む。)」を「2号棟事業用専用区画」に改め、同表に次のように加える。

3号棟事業用専用区画	1平方メートル1月につき	1, 880円
	·	

別表備考2中「事業用専用区画、実務研修室及び休憩室に係る使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、」を「使用料が1月単位で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については」に改め、同表備考3中「事業用専用区画(企業集積施設を除く。)、実務研修室及び休憩室に係る使用料は」を「使用料が面積を単位として定められている場合において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から 施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理由

沖縄IT津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。